

自己点検評価報告書

2025 年度

(自 : 2024 年 4 月 1 日 至 : 2025 年 3 月 31 日)

評価日 : 2025 年 5 月 1 日

河原ビューティモード専門学校

河原ビューティモード専門学校 自己点検評価報告書

この自己点検評価報告書は、河原ビューティモード専門学校の 2024 年度の自己点検評価の結果を記したものである。

2025 年 5 月 1 日

副校長 白石 隆保

自己点検・評価責任者 教頭 露口 武志

※参考 自己点検評価における達成度の評価

S：達成度が高い A：ほぼ達成している B：達成しているが、不十分

C：達成不十分で改善を要する

1. 教育理念・目標

評価項目	評価
(1) 学校の理念・目的・育成人材像は定められているか	S
(2) 社会のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか	S
(3) 学校の理念・目的・育成人材像・将来構想などは、有効に、学校関係者（学生・卒業生・保護者・関係業界・関係団体・高校・地域住民等）に周知され、社会に公表されているか	A
(4) 各学科の教育目標・育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか	A

■コメント

(1) 本校の専門分野の特性は、「教育目的及び学習目標」に、本校の職業教育の特色は「建学の精神」及び「教育理念」に明確に示されている。

(2) 本校は、社会のニーズをとらえた学校であり続けるという将来展望を示している。

(3) 本校の教職員には、周知されており、また毎日の朝礼等で確認・周知が行われている。入職者は新入職員研修においてその詳しい説明も受けている。

学生には、本校の教育理念等が記載された「学生の手引き」が配布され、ガイダンスで説明されている。また 2013 年度より、「学校関係者評価委員会」及び「教育課程編成委員会」において、卒業生・保護者・関係業界・関係団体・高校・近隣住人・関連する専門分野の有識者等の代表者に、学校の理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが直接説明される機会が設けられるとともに、HP による公表も実施している。

(4) 本校では、各学科の教育目標は、関連する業界の現在のニーズのみならず、将来のニーズにも対応できるような先見性を反映した職業人材像に基づく学科ごとのカリキュラムの仕上がり目標である。

23 =====

24 2. 学校運営

25 =====

26

評価項目	評価
(1)学校組織は明確に位置づけられ、各部署で役割分掌がなされているか	A
(2)意思決定機関の位置づけがあり、機能しているか	A

27 ■コメント

28 (1)河原ビューティモード専門学校は美容学科（2年制）、理容学科（2年制）、トータルビ
29 ューティ学科（2年制）で組織されている。

30 学校の最高責任者である校長は、3学科すべてを統括している。

31 また、各学科には学科責任者を配置して、教務課長が各学科における教育・学生指導等の
32 統括を行っている。

33 また、学科を横断して機能する部門として、事務局を配置し、事務長が統括している。事
34 務局には学生課、経理課が設置してある。

35 学生課は学生募集業務、入試に関する業務、学籍管理、証明書の発行を行っている。

36 経理課は学費に関する業務、奨学金に関する業務を行っている。

37 (2)学校法人の管理運営は、国の定める法規によるほかその基本的事項を「学校法人河原学
38 園寄付行為」で定めている。更に法人が設置する専門学校の管理運営については、運営す
39 る各専門学校の学則、その他の規則・規定において定めている。

40 学校法人の最高の意思決定機関は理事会であり、法人の重要事項について審議決定する。
41 理事会は、適宜開催している。

42 理事会のもとには、理事長と各学校長および実務責任者により組織される運営会議が置か
43 れている。運営会議は、毎月定期開催し、各本部の現状について情報共有を図るとともに、
44 直面する種々の問題対応から中長期計画立案・策定に至るまで、経営上の課題について幅
45 広く協議している。また、運営会議は、本部組織と学校組織の統括責任者が一同に会する、
46 日常の業務執行における実質的な最高の意思決定機関として機能している。なお、運営会
47 議において協議、決定した事項のうち、重要事項については、理事会に報告され、承認を
48 受けている。

49

50

51 =====

52 3. 教育活動

53 =====

評価項目	評価
(1)カリキュラムが基づく職業人材像には、現在の社会・企業ニーズのみならず、将来ニーズにも対応できるような先進性も反映されているか	A
(2)授業計画（シラバス・コマシラバス・仕上がり評価）の承認については、担当教員を超えた上位管理者（カリキュラムリーダー）の評価、指導、承認が存在しているか	S
(3)コマシラバスには、その授業のキーポイントや授業の流れ、予復習のポイント、ポイントと関連する詳細な参照文献・資料などが具体的に記入されているか。	A
(4)試験結果後の試験の妥当性などの検討を行う会議は年間スケジュールの中に組み込まれているか。	A
(5)授業が授業通りに実施されていることについて、授業が全コマ終了した後、あるいは履修判定試験が終了した後に検証するシステムは存在しているか	A
(6)学生の出欠席状況が授業課目教員の上位管理者にリアルタイムに（少なくとも毎コマ時間終了時には）わかる仕組みが存在しているか	A
(7)遅刻判定を含む出欠席判定の組織的なルールの遵守や管理を徹底する仕組みは存在しているか	A
(8)毎コマの授業においては、他の教員や管理者が教場に足を運び授業参観価値を行うような取り組みがなされているか	B

54 ■コメント

55 (1)カリキュラムがその達成を担う職業人材目標はシラバス管理台帳に明示されることになっ
56 ている。

57 (2)評価、指導、承認は学科ごとに行われている。

58 (3)本校コマシラバスには、その授業のキーポイントや予復習のキーポイント、関連する資
59 料などが明示されている。

60 (4)前期・後期試験後に試験の妥当性に関する分析・検討を行う総括会議を実施している。

61 (5)上記の総括会議に加え、期末後に学生アンケートを実施し、授業評価を行い、教育質の
62 向上に努めている。

63 (6)現時点では、そのようなシステムは存在しないが、1週間単位で集計し、各学科から報
64 告を受けている。

65 (7)遅刻、欠席者に対しては、各クラス担任が連絡を取り、各学科で管理している。

66 (8)2015年度から授業参観評価の評価指標である「授業参観評価指標」と、授業参観評価
67 の実施時期、実施方法、実施形態、評価者、評価結果の反映機会を定める「授業参観評価
68 規約」を制定、文書化している。

69 =====

70 4. 学修成果

71 =====

評価項目	評価
(1) 在学率の単年度は、97%以上となっているか	C
(2) 退学率の単年度は、3%以下となっているか	C
(3) 休学率の単年度は、1%以下となっているか	B
(4) 出席率の単年度は、95%以上となっているか	C
(5) 国家試験および検定試験は、合格率 100%となっているか	C

72 ■コメント

73 (1) 学校全体として、令和 6 年度の在籍率は 91.7%である。

74 (2) 学校全体として、令和 6 年度の退学率は 8.3%である。

75 (3) 学校全体として、令和 6 年度の休学率は 0.0%である。

76 退学や休学の可能性がある学生を出席率や小テスト結果など学習状況から早期に面談や補
77 講によるフォローを行い、休・退学防止に努めている。

78 (4) 学校全体として、年間を通じて 93.6%の出席率であり、改善が必要な状態である。

79 (5) 令和 5 年度国家資格および主要検定結果は以下の通りである。

	目標	結果
81 理容師免許	100%	100.0%
82 美容師免許	100%	100.0%
83 上級エステティシャン	100%	100.0%
84 ネイル技能検定 2 級	100%	11.1%
85 メイクアップ技術検定 2 級	100%	100.0%

86

87

88

89

90 =====

91 5. 学生支援

92 =====

評価項目	評価
(1)就職目標（就職率目標）は存在しているか	S
(2)就職率実績の学内外の公開は、卒業年次 5 月 1 日在籍数を基に、休学者数、進学者数、卒業不可者数、無業者数などの内訳と共に示されているか	S
(3)早期就職目標（たとえば、卒業年次 10 月末 100%といったような早期就職目標）は存在しているか	S
(4)就職指導方針に基づく就職情報の提供は、十分なされているか	S
(5)就職指導プログラムは、初年次（入学時）冒頭から体系的・組織的に開始されているか	A
(6)就職提携先企業、新規開拓企業による学校独自の（就活学生に対する）企業説明会が定期的・組織的にできているか	A

93 ■コメント

94 (1) 卒業年次の 10 月末までに 100%

95 (2) 学内外に公開している。

96 (3) 前述(1)のように、早期就職を重視した数値目標を設定している。

97 (4) 従来から、就職活動の早期開始と就職における意思決定スキルの獲得ということを就職指導の基本方針としており、この方針に沿った就職情報や就職活動機会の提供を行っている。

100 (5) 本校において、就職指導プログラムは、学生の状況等を踏まえて実施はされている。

101 (6) 本校は、毎年 1 月に 15 社程度のサロン等を招いて合同企業説明会を開催している。
102 また、愛媛県内のサロンを中心に規模や実習の有無などである程度学生の希望を網羅
103 する形で選定している。

104

105 =====
106 6. 教育環境
107 =====

評価項目	評価
(1)教科課程ごとの学生の定員は厳守されているか	S
(2)入所資格の審査は、適切に実施されているか	S
(3)卒業を認めるにあたっては、学力が十分であることを確かめる具体的な方法がとられているか	A
(4)健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生上必要な措置がとられているか	S
(5)校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えているか	S
(6)校舎の面積は、設置基準第 47 条に定める面積以上であるか	S
(7)校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えているか	S
(8)教員の数は、設置基準第 39 条及び関係法令を遵守しているか	S
(9)教員は専修学校設置基準の要件を満たしているか	S
(10)授業時間数は、1 年間にあたり 800 単位時間数以上としているか	S
(11)各法令の定める時間数の教授が行われているか	S
(12)学費等が適切に取り扱われているか	S

108 ■コメント

109 (1)入学選考段階で、定員遵守を前提に合格者数の管理がなされている
110 2024 年度入学者数は以下のとおりである。

学校名	河原ビューティモード専門学校		
学科名	理容学科	美容学科	トータルビューティ学科
入学定員	30	80	80
2024 年度入学者数	5	67	17

111
112 (2) 最終卒業校（原則として高等学校）の卒業証書の写し又は卒業証明書を確実に提出さ
113 せている。出願・入学選考時に卒業見込みであった者に関しては、入学手続きを完了した
114 段階で、当該卒業見込校を卒業後速やかに卒業証書の写し又は卒業証明書を提出するよう
115 案内を行い、対象者全員から確実に回収することができている。
116 (3)成績評価及び卒業・進級の判定にかかる学則の規定に則った実務運用がなされている。
117 (4)健康診断については、毎年 4 月に実施している。
118 (5)河原ビューティモード専門学校は 463.73 ㎡の校地を有しており、法令基準の校舎を保

有するのに必要な面積を備えている。

(6)以下のとおり、設置基準第 47 条に定める学生総数規定校舎面積に対して、河原ビューティモード専門学校は 3 倍以上の面積を有している。

	校舎面積	設置基準第 47 条に定める必要面積	基準との差異
河原ビューティモード専門学校	2709 m ²	820 m ²	+1,889 m ²

(7)校舎・施設は建築基準法及び消防法その他の法令に準拠して建てられている。現在の校舎は、2007 年に建築された。この建物は地上 7 階地下 1 階建で、延べ床面積 2,709.11 m² である。7 階は、学校法人河原学園の法人本部があり、地下 1 階の駐輪場、1 階から 6 階の校舎を河原ビューティモード専門学校が使用している。

(8)本校の総定員に対して法令が求める教員数及び実際の教員数（2024 年 5 月 1 日現在）は以下のとおりである。専任と兼任（非常勤）を合わせた教員数は、設置基準を満たしている。

専修学校設置基準第 39 条		河原ビューティモード専門学校	
教員数	教員数の中の専任教員数	教員数	教員数の中の専任教員数
10 名	6 名	11 名	30 名

(9) 本校の教員は全て専修学校設置基準に定める教員資格要件の何れかを満たしており、その担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有している。なお、教員の新規採用に際しては、専任・兼任に関わらず、担当予定教科科目の教員資格要件を満たしているかどうか、履歴書・卒業証明書・成績証明書・薬剤師や美容師、理容師など免許証・資格書類など、要件確認に必要となる書類を提出させ、厳密に審査・確認を行っている。

(10)河原ビューティモード専門学校における教科科目、授業時間数は以下の通りで、設置基準を満たしている。

学科（学年）	単年度規定時間数	卒業に必要な時間数
理容学科（1 年）	990	2010
理容学科（2 年）	1020	
美容学科（1 年）	1020	2010
美容学科（2 年）	990	
トータルビューティ学科（1 年）	828～908	1724～1730
トータルビューティ学科（2 年）	806～824	

(11)規程の時間数が確実に実施されている。

(12)授業料等については、学則別表において以下のとおり定められている。この内容は入学案内書（募集要項）や本校ホームページにも掲載され、募集の際に入学検討者に周知されている。また本校では寄付金その他の名目で不当な金額を徴収するような行為は行っ

ておらず、募集要項においても、実費のかかる教科書代までも記載してある。

学科名	受験料	入学金	授業料	施設・設備費	維持費
理容学科	20,000	160,000	670,000	100,000	80,000
美容学科	20,000	160,000	670,000	100,000	80,000
トータルビューティ学科	20,000	160,000	660,000	100,000	80,000

7. 学生の受け入れ

評価項目	評価
(1) 学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）は明示されているか	S
(2) アドミッションポリシーに基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学 者選考を行っているか	S
(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容 定員に基づき適正に管理しているか	S
(4) 学生募集及び入学者選考が公正かつ適切に実施されているかどうか、 定期的に検証は行われているか	S
(5) 高等学校等接続する期間に対する情報提供等の取組が行われているか	S
(6) 学生納付金は妥当なものとなっているか	S

■コメント

(1) 本校は「求める学生像」をアドミッションポリシー」としてまとめ、これを HP や募集要項を通じて広く入学検討者や入学希望者に明示している。

(2) 学生募集については、本校の教育及び教育成果に関する正確かつ詳細な情報を、オープンキャンパス、各種相談会、説明会を通して、また、HP や学校案内パンフレットなどの紙媒体などを介して、様々な方法で提供できている状況である。

入学選考に関わる各種の規定は文章にまとめられたうえで運用されており、透明性は確保されている。

(3) 定員の管理については、過年度の入学者数及び入学辞退率を踏まえ慎重に管理している。継続的に定員の適正管理について評価・検証を行い、入学辞退理由等を精査した上で、適切な対策を講じ、次年度には入学バールを目指す。

(4) 公正かつ適切な入学選考を行うため、入学選考方法、出願資格等については、前年度の活動を評価して次年度の活動について審議する会議を毎年度一定数開催することで、入学選考に関する改善を滞りなく継続的に進めることができる体制としている。また募集活動の定期的な検証は、この自己点検評価によって実施されていると考えている。

(5) 学校案内パンフレットや入学要項など、学校の詳細を説明する資料を毎年定期的に送付するほか、進路ガイダンスなどで訪問する際には、卒業生の本校入学後の近況や就職状況など、最新情報の提供を行い、当該指定校における円滑な進路指導を支援することで、本

校への接続教育を間接的に強化している。

(6) 学生納付金の内訳は、入試要項にも記載されており透明性は確保されている。また、学生納付金の納入には分割納入や、各種教育ローンの利用も可能であり、入学辞退者には期日内であれば入学金を除く学生納付金を返還することとしている。

8. 財務

評価項目	評価
(1) 2024 年度収支の状況	S

(1) 2024 年度収支の状況（過年度比較と今後の課題）

本校は、事業活動収入のほとんどを学生生徒等納付金に依存しており、学生数の増減が財務状況に与える影響が極めて大きい。2022 年度から 2024 年度にかけての 3 カ年については、学生数の増加に伴い、学生生徒等納付金収入は増加で推移している。今後も効果的且つ効率的な学生募集活動の継続により定員充足を目指すこと、また入学時におけるミスマッチの排除、在学中のケアの更なる充実により退学率を抑制することなどを通じて、学生生徒等納付金を安定的に確保していくことが最重要課題の一つと言える。

事業活動支出で最も大きな割合を占めるのは、他の学校法人と同様、人件費である。本校では、創立以来、専門性の高い専任の教員によるきめ細かな教育指導を追及し続けており、有用な人材を多く確保していることは本校の優位性の一つと言えるが、反面、この教員重視の施策により、人件費比率（事業活動収入に占める人件費の割合）は、従前より、全国平均程度ではあるが、若干高い割合で推移してきた。今後は更に 18 歳人口も減少を続けていくことから、教育の水準は堅持しつつ、カリキュラム改善、教職員の能力開発などを通じて人員配置の見直しを行い、人件費管理を適切に行うことにより、更に財務体質の強化を図っていくことが重要である。

(2) 事業活動収支計算書関係比率

人件費比率

人件費比率は、事業活動収入に占める人件費の割合を示す重要な比率であり、人件費は事業活動支出の中で最大の部分を占めているため、この比率が特に高くなると、事業活動支出全体を大きく膨張させ事業活動収支の悪化を招きやすい。本校については、全国平均より低く、問題のない状態である。

196	教育研究（管理）経費比率
197	事業活動収入に占める教育研究(管理)経費の割合を示す教育研究(管理)比率に
198	ついては、全国平均程度の水準で推移している。教育研究(管理)経費は、教育研究
199	活動の維持・発展のためには不可欠なものであるが、今後も消費収支の均衡を失し
200	ないように経費削減や業務の合理化に努める必要がある。
201	
202	(3)貸借対照表関係比率
203	資産構成比率
204	資産構成比率については、全国平均程度の水準であり、流動資産の中で現金預金
205	の比重も大きく、資金流動性についても問題がない状態である。
206	
207	負債構成比率
208	負債構成比率は、総資金に占める短期的な債務の比重を示したもので、財政の安
209	全性を評価する指標であるが、本校については、全国平均程度の水準であり、財政
210	の安全性が確保できている。
211	
212	自己資金構成比率
213	自己資金構成比率は、企業会計の自己資本比率に相当し、自己資金の充実度、法
214	人財政の安定度を示す指標となるが、全国平均程度の水準を維持している。
215	
216	流動比率
217	流動比率は、学校法人の短期的な支払能力を判断する指標であり、この比率が
218	100%を割っている場合には、資金繰りに窮している状況が疑われる。本校について
219	は、全国平均以上の水準を確保しており、健全な状態である。
220	
221	前受金保有率
222	前受金保有率は、翌年度の帰属収入となるべき授業料や入学金等が、翌年度繰越金と
223	して当該年度末に保有されているかを示す指標である。この比率が 100%を割ると、そ
224	の前受金が先食いされている。すなわち資金繰りが苦しい状況であることが疑われる。
225	本校については、全国平均以上の水準であり、資金繰りについては、問題のない状態
226	である。
227	
228	
229	

230 =====

231 9. 法令等の遵守

232 =====

評価項目	評価
(1)学校教育法、私立学校法、専修学校設置基準、理容師法、美容師法などの重要な法律、省令をはじめ、学則や就業規則、その他規則・規定に基づき業務が執行されているか	S
(2)個人情報保護の徹底がなされているか	A
(3)キャンパス・ハラスメント防止に努められているか	A
(4)就業規則の周知・理解がなされているか	A

233 (1)本校では、適正な学校運営は社会的信頼を獲得し、これを向上させるために不可欠であ
234 るとの認識に立ち、法令遵守の徹底に努めている。各学校、部署においては、学校教育法、
235 私立学校法、専修学校設置基準、理容師法、美容師法などの重要な法律、省令をはじめ、
236 学則や就業規則、その他規則・規程に基づき業務が執行されている。

237 (2)個人情報の保護については、学校法人河原学園就業規則第7条第3項において、職員の
238 禁止行為として「職務上知り得た個人情報、学園の運営上または営業上の情報、その他有
239 用な内部情報を、方法のいかんを問わず、第三者に漏洩しまたは開示すること。また、こ
240 れらの情報を業務以外の目的で利用、保存、複製、複製等を行うこと。これらの守秘義務
241 については、退職後も同様とする。」旨定めている。

242 また、個人情報を取得、利用、保管、その他の取り扱いを行うについて必要な事項を定め、
243 個人情報の適切な保護に資することを目的として「学校法人河原学園個人情報の保護に関
244 する規則」を定め、同規則において、個人情報の利用目的と制限、管理、電子情報上で取
245 り扱う個人情報の保護のための遵守事項、個人情報の保護に関する法律その他関係法令の
246 適用等を定めている。

247 さらに、同規則を受けて、電子情報化社会に対応して電子情報上の個人情報を適切に保護
248 し、もって社会的信用を確保することを目的に「学校法人河原学園電子情報上の個人情報
249 取り扱い細則」「河原学園情報セキュリティ方針」「情報端末の利用基準」を定めている。

250 本校においては、上記学校法人河原学園個人情報の保護に関する規則等を教職員、学生、
251 保護者等に啓発し、自由に閲覧させるなどして周知し、これら規則等の遵守に努め、適切
252 な個人情報保護の徹底を図っている。

253 万一、個人情報漏洩等の事案が起きた場合には、学校法人河原学園が定めた「危機管理基
254 本計画書」に基づき、速やかに組織的、かつ、適切な対応を行う方針が確立されている。

255 (3)キャンパス・ハラスメント防止については、学校法人河原学園就業規則第59条第1項
256 第7号において、懲戒処分対象行為として具体的例示の上で「パワー・ハラスメントに関
257 する行為（嫌がらせ行為等）を行ったとき。」と定めているほか、同規則第8章には「セ
258 クシャルハラスメント対応策」の章を設け「職員は、その職場またはその業務の遂行過程
259 およびその関連する機会において、他の職員、学生、保護者その他の者に対し、性的に不

260 快感を与える言動をしてはならない。また、職員は、これらの者に対し、職務上の地位を
261 利用して、交際等を強要するなどの行為をしてはならない。」旨性的言動・要求の禁止を
262 定め、さらに、セクシャルハラスメントのない快適な作業環境の保存、セクシャルハラス
263 メントへの適切な対応等に関して定めている。

264 また、キャンパス・ハラスメント等に関する相談等については、臨床心理士による相談室
265 を毎週定期に開催しているほか、学園が教職員や学生等の同意のもと独自に構築している
266 クラウド利用の連絡メールを活用したキャンパス・ハラスメント事案等の把握と事案に対
267 する組織的、かつ、適切な対応を目的とした「安全・安心支援システム」の運用を行って
268 いる。

269 本校においては、上記「就業規則」や「相談室」および「安全・安心支援システム」等に
270 ついて、教職員や学生、保護者等にチラシ等で啓発し、自由に閲覧させるなどして周知し、
271 キャンパス・ハラスメント防止と事案発生時の迅速で適切な対応に努めている。

272 (4)就業規則は、教職員室等に印刷されたものが備え付けられているほか、改正時等にはそ
273 の都度教職員に対して説明会を開催し、文書で配布するなどして周知に努めている。

274 また、教職員の新規採用時には、新入職員研修の一環として、就業規則に関する内容説明
275 を行い、教育機関に勤務する者に求められる法令遵守の姿勢について理解を深められるよ
276 う努めている。